平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

101

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

准看護師試験実施方法の見直し

提案団体

鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県知事が行う准看護師試験の事務について、委託可能機関を都道府県以外にも広げて委託実施できる よう見直しを行う。

具体的な支障事例

「准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも一回これを行う」、「准看護師試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置く」こととされている。また、「准看護師免許の全国通用性を担保する観点及び問題作成事務の作業量を削減する観点から、複数の都道府県が共同で統一試験問題を作成することや、可能な限り同一日時に試験を実施することが望ましい」とされており、現在、全国6ブロックに分かれて、各ブロックごとに同一日時に統一試験問題で実施している。都道府県知事が行う准看護師試験の事務は、他の都道府県に事務を委託することが可能となっているが、どの都道府県も准看護師教育に精通した専門職員が配置されているわけでなく、臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況であり、8県が共同で問題作成を行っても事務負担は大きい。(当県の平成28年度の准看護師試験に係る時間外勤務実績は200時間を超えている。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託できれば、准看護師試験問題作成に係る事務負担が軽減される。

(例)

- ・公益財団法人社会福祉振興・試験センターは、「社会福祉士及び介護福祉士法」及び「精神保健福祉士法」により、3つの資格の指定試験機関並びに指定登録機関として、国家試験の実施と資格の登録事務を実施している。
- ・歯科衛生士国家試験の実施に関する事務は、歯科衛生士法第12条の4第1項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人歯科医療振興財団が実施している。

根拠法令等

保健師助産師看護師法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、福島県、群馬県、埼玉県、長野県、静岡県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

〇准看護師免許及び試験は、保健師助産師看護師法第6条等により、都道府県知事の権限となっているが、准 看護師に求められる知識、技能の水準については、地域ごとに異なるものではないため、試験に関して、専門の 指定試験機関及び登録機関に委託することは、都道府県行政事務効率化に資すると思料する。

○当県においても事務負担の実情は同様である。

委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託できれば問題作成に係る事務負担が軽減できる。

〇当県においても、臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況である。試験問題の精査については、秘密性保持のため通常業務と平行しては行うことが難しく、時間外に別室で行っている。このような中、試験精度を維持していくには無理があると考える。

しかし、仮に委託する場合、委託先・方法・内容・予算の問題など、ハードルは高い。いずれの場合においても、 試験精度の維持の問題がある。

〇当県においても、中国・四国ブロック(8県)に加入し共同で問題作成を行っているが、提案県と同様に臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況であり、担当職員の事務負担は大きい。

このことから、委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託できれば、准看護師試験問題作成に係る事務負担が軽減されるものと考える。

〇本県においても、准看護師教育に精通した専門職員が配置されているわけではなく、提案団体同様、専門的な知識を問う試験問題の確認や調整を、臨床経験のない行政保健師や事務職員が行っている状況であり、問題精査のため、毎年度九州地区8県で、全問題の確認、修正作業を繰り返し計3回行っており、また、8県が集まって3日間にわたり問題の精査を行う会議を実施しているところである。

このような精査を行っているが、試験結果から問題の良否を判別する識別指数では、能力についての識別が優れていないと判断される問題が例年 10 問以上出ている状況であり、資格試験として適切な問題により合否を判断すべきであること、また、平均的な正解率が例年7割から8割と、平成 15 年4月3日付け医政発 0403003「准看護師試験の実施に係る留意事項等について」における基本的な考え方で示されている問題の難易度(6割から7割)とかい離している状況が続いており、国民の生命、身体に関わる行為を行う准看護師の資格試験として適切な難易度を確保するべきであることから、准看護師教育の知識を有した専門機関に委託することが必要であると考える。

○東北各県とブロックを構成し、毎年調整県を決めて、試験問題の作成や実施に係る調整を行っており、同一 日時に統一試験問題で実施している。

試験問題の調整については、ブロック内で担当科目を分担し、各道県での作成並びに担当科目に係る問題の審査・調整を行ったのち、調整県で全問を取りまとめ、再度、各道県での全問審査後、調整県での最終調整を行っている。

試験問題の作成にあたっては、行政職員が事務を担当しており、准看護師教育に精通した専門職員の配置はされていないことから、問題作成、内容確認・調整の事務負担は非常に大きい。更にブロック内での会議の際は、移動に相当の時間を要しているところ。

〇本県においても、当該事務については事務職員や臨床経験のない行政保健師が担当しており、准看護師教育に精通した専門の職員ではない。

准看護師試験事務は、准看護師としての必要な知識、考え方等の習得状況を確認するための大変重要な事務であり、本県においても、担当職員が当該事務の執行に多大な時間を要している。

専門の機関に対し試験問題の作成等の委託を可能とすることは、当該事務のレベルを担保するための、効果的かつ効率的な手法と考える。

〇本県においても准看護師試験の作成については近隣都県とともに統一試験問題の作成を行っている。

問題作成には、提案団体と同様に准看護師教育に精通した専門職員ではなく、行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っているのが現状であり、事務負担が大きい。

他の都道府県への委託は現実的ではないため、委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託することで、県の准看護師試験問題作成に係る事務負担を軽減できると共に、試験の質の担保が期待される。

各府省からの第1次回答

准看護師試験については、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 18 条の規定により、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い行うこととされており、また、同法第 25 条の規定により、試験の実施に関する事務をつかさどる准看護師試験委員を都道府県に置くこと、試験委員に関し必要な事項は都道府県の条例で定めることとされている。

「准看護師試験の事務の委託について」(平成25年6月14日付け医政看発0614第1号)において、准看護師試験の事務については、地方自治法に規定する事務委託の制度の対象であって他の都道府県に委託することができる旨を周知しており、平成28年度は全国6ブロックに分かれて試験が実施されたところであるが、ご指摘のとおり、外部団体に事務を委託できることとはなっていない。

今回のご提案に対応し、試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減するための准看護師試験の 実施の在り方について、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の早期実現に向けて検討いただきたい。

なお、「試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減するための准看護師試験の実施の在り方」 について、いつ、どの審議会等(または新たに立ち上げる検討会等)で検討されるのか、検討に向けた今後のス ケジュール等についてお示しいただくとともに、検討状況についても随時情報提供いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

各都道府県内若しくはブロック内で対応に向けた検討など進めなければならないことも想定されることから、准 看護師試験の実施の在り方に係る検討スケジュールや方向性などについて、情報提供いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

各府省からの第2次回答

准看護師試験については、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い行うことされており、また、同法第25条の規定により、試験の実施に関する事務をつかさどる准看護師試験委員を都道府県に置くこと、試験委員に関し必要な事項は都道府県の条例で定めることとされている。

「准看護師試験の事務の委託について」(平成 25 年 6 月 14 日付け医政看発 0614 第 1 号)において、准看護師試験の事務については、地方自治法に規定する事務委託の制度の対象であって他の都道府県に委託することができる旨を周知しており、平成 28 年度は全国 6 ブロックに分かれて試験が実施されたところであるが、ご指摘のとおり、外部団体に事務を委託できることとはなっていない。

今回のご提案に対応し、試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減できるよう、准看護師試験 事務の在り方について、検討してまいりたい。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(10)保健師助産師看護師法(昭 23 法 203)

准看護師試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に事務を委託 することを可能とする。